

後期高齢者医療制度加入(75 歳以上、65 ～ 74 歳の障害者で任意加入者)の皆さんへ

後期高齢者医療制度は、少子高齢化、医療費の増大を背景に、いつでも手厚い医療が提供できるよう運営されています。

高齢者の皆さんが病院などを受診した際は、医療費の一部を窓口で支払っていただきます。

高齢者の皆さんの窓口負担は、少ない負担で安心して医療が受けられるよう、原則として医療費の 1 割です。(現役世代並みの所得がある人は 3 割負担。)

しかし入院が長引いたり、通院回数が多くなれば医療費の負担も大きくなります。この自己負担には、1 か月ごとの限度額が設けられていて、1 か月に支払った医療費の自己負担が限度額を超えた場合は、超えた分が高額療養費として支給されます。・・・**高額療養費制度**

さらに、後期高齢者医療と介護保険の両方を利用し、1 年間の自己負担の合計額が基準額を超えた場合は、基準額を超えた分が払い戻されます。・・・**高額介護合算療養費制度**

《高額療養費の支給》

同じ月内に支払った医療費の自己負担額が高額になった場合は、限度額を超えた分が払い戻されます。対象になる人には、後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます。一度申請された人は、次回から申請の必要はなく、登録された口座に自動的に振り込まれます。なお、申請書の送付、高額療養費の払い戻しは、おおむね受診から 3 ～ 5 か月後になります。

■自己負担限度額(月額)表 1

負担区分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者		44,400 円	80,100 円+ (総医療費 - 267,000 円) × 1% [44,400 円]
一 般		12,000 円	44,400 円
低所得者 (注)	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円*
	区分Ⅰ		15,000 円*

◎[]は、過去 12 か月以内に 4 回以上高額療養費の支給を受けた場合の 4 回目以降の限度額

◎ 75 歳到達月は、誕生日前の医療保険と後期高齢者医療の 2 つの制度にまたがるため、個人で上記の 2 分の 1 の自己負担を適用します。

(注)区分Ⅱ…世帯全員が市民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)

区分Ⅰ…次の①、②のいずれかに該当する人

① 世帯全員の所得額が 0 円である世帯に属する人(公的年金等控除額は 80 万円として計算します。)

② 世帯全員が市民税非課税である世帯に属し、老齢福祉年金受給者である人

《高額介護合算療養費の支給》

世帯内で同一の医療保険に加入している人が、1 年間(8 月から翌年 7 月)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合は、超えた額が払い戻されます。払戻しを受けるには、毎年申請が必要になります。対象になる人には、後期高齢者医療広域連合から申請書が平成 23 年 2 月頃送付される予定です。ただし、次の人には申請書が送付されません。

① 県外の市町村から転居してこられた人

② 他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた人

該当すると思われる人は、国保年金課 医療・年金係(⑦番窓口)に申請してください。

■後期高齢者医療の基準額(年額・世帯で合計)

負担区分		基準額(年額)
現役並み所得者		67 万円
一 般		56 万円
低所得者	区分Ⅱ	31 万円
	区分Ⅰ	19 万円

《入院した時は

・・・市民税非課税世帯の人》

市民税非課税世帯の人が、入院するときは、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示をすると、窓口負担が表 1 中 * の限度額までとなり、右記のとおり、食事代が減額されます。

あらかじめ申請が必要となり、申請月の初日からの適用になりますので、ご注意ください。

[申請に必要なもの]

保険証、印鑑

入院期間が確認できるもの

(区分Ⅱの人で、入院が 90 日を超える人)

■標準負担額(食事代・食費(1 食当たり)、居住費(1 日当たり))

負担区分		一般病床	療養病床	
		食事代	食 費	居住費
現役並み所得者、一般		260 円	460 円※	320 円
区分Ⅱ	90 日まで入院	210 円	210 円	320 円
	90日を超える入院	160 円		
区分Ⅰ		100 円	130 円	320 円
老齢福祉年金受給者			100 円	0 円

※一部の医療機関では、420 円の場合があります。

今年も老人健康者表彰を行いました

高齢者の医療費は、毎年増え続けています。小郡市の高齢者一人当たりの医療費は、平成19年度から年額100万円を超えています。そのような状況下で、健康維持に努められ、前年度1年間に医療保険、介護保険どちらの給付も受けてない高齢者の皆さんを表彰しています。

今年度の表彰者は右記のとおりで、各行政区の区長さんに対象者（103名）の自宅を訪問し、表彰状を渡していただきました。

必ずしも、無受診＝健康というわけではありません。かかりつけ医をもち、常に自分の健康状態を把握し、慢性的な病気にならないよう、早期発見、早期治療に努めることも大切です。

(単位：人)

	男	女	計
小 郡 校 区	16	16	32
大 原 校 区	4	4	8
東 野 校 区	3	6	9
三 国 校 区	9	19	28
のぞみが丘校区	0	1	1
立 石 校 区	3	13	16
御 原 校 区	2	2	4
味 坂 校 区	3	2	5
計	40	63	103

(対象期間：平成21年4月から平成22年3月まで)

問い合わせ先 国保年金課 医療・年金係 ☎72-2111 内線422



保健師だよ！

冬のお風呂にご用心



あけましておめでとうございます。気持ちを新たに、健康な1年を過ごしましょう。まだまだ厳しい寒さが続きます。この時期は、体調を崩しやすい時期です。規則正しい生活を心掛けるなど、体調管理に努めましょう。

冬はお風呂場での事故が増加します

11月から3月までの寒い時期は、お風呂場でのお年寄りの事故が4～6倍に増えるそうです。突然、暖かい場所から寒い場所へ移ると血圧が急激に上がり、脳や心臓の負担が増し脳卒中や心筋梗塞を起こしかねません。

<寒い時期の入浴法>

○温度差に注意しましょう!!

脱衣所で急に体が冷え、お風呂場と湯船の温度差で血圧が急上昇し危険です。対策としては、脱衣所に暖房器具を設置する、風呂に入る前に1～2分シャワーを出しっぱなしにして浴室を暖めるなどがあります。

○お風呂の温度は高くしすぎない

寒いと熱いお湯でお風呂に入りがちですが、そのような高温浴では血液を固まらせる働きをする細胞が活性化する一方で、血管内に発生した血栓を溶かす働きは低下するとされており、血栓ができやすい状態を作りがちです。お湯の温度は38～40℃程度にしましょう。

○水分補給をお忘れなく

入浴により汗をかき、脱水症状になると血液がドロドロになってしまいます。お風呂に入る前と入った後に、コップ1杯の水を飲むことをこころがけましょう。



※アルコールを飲むと知らないうちに脱水症状になりやすいので、冬の時期に限らず入浴前の飲酒は危険です。飲酒後の入浴は避けましょう。

問い合わせ先 健康課健康推進係 ☎72-6666